

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実により、企業グループ全体の経営の透明性、健全性、効率性を高めていくことは、持続的な企業価値の向上のために不可欠であり、当社グループの重要な経営課題ととらえております。特に、株主を始め、顧客、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を構築していくために適時適切に情報を開示し、企業活動の透明性を確保していくことは重要であると考えております。

当社は、基本的な仕組みとして監査役制度を採用することにより、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を中心とした経営監視の体制を構築しております。また、取締役と監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっております。

なお、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年にしております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,573,000	9.16
富国生命保険相互会社	8,553,000	4.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,933,000	3.61
株式会社みずほコーポレート銀行	6,753,693	3.52
株式会社竹中工務店	6,686,000	3.48
日本興亜損害保険株式会社	4,377,400	2.28
株式会社みずほ銀行	3,610,956	1.88
日本生命保険相互会社	3,261,364	1.70
中央三井信託銀行株式会社	3,156,000	1.64
朝日生命保険相互会社	3,111,000	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	1月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員	1000人以上
--------------------	---------

数	
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	12名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
秋山 智史	他の会社の出身者				○	○				○	
森 信博	他の会社の出身者					○				○	
井上 義久	他の会社の出身者				○	○				○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
秋山 智史		——	社外取締役の秋山智史氏は、当社の上位株主である富国生命保険相互会社の取締役会長であり、客観的・中立的な立場から経営に参画しています。同氏の経営者としての豊富な経験・知識により、大所高所から有益な助言・指導を受けることで、経営監督機能の強化が十分に図られていると考えております。
			社外取締役の森信博氏は日本ハーデス株式会社の代表取締役社長であり、客観的・中立的な立場から経営に参画しています。同氏の経営者としての豊富な経験・知識により、大所高所から有益な助言・指導を受けることで、経

森 信博	○	_____	<p>営監督機能の強化が十分に図られていると考えております。</p> <p>同氏は平成16年4月まで、当社の主要取引銀行であるみずほコーポレート銀行の取締役副頭取を務めておりましたが、退任後6年が経過しております。また、当社は複数の金融機関と取引しており、同行に対する借入依存度は突出しておらず、当社への過大なる影響はないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
井上 義久		_____	<p>社外取締役の井上義久氏は、当社の上位株主である朝日生命保険相互会社の代表取締役専務執行役員であり、客観的・中立的な立場から経営に参画しています。同氏の経営者としての豊富な経験・知識により、大所高所から有益な助言・指導を受けることで、経営監督機能の強化が十分に図られていると考えております。</p>

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	0名
監査役の数	5名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人より随時監査に関する報告及び説明を受け、かつ計算書類及び附属明細書についても検討を加えております。なお、当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を結び、会計監査及び内部統制監査を受けています。業務を執行した公認会計士は、上坂善章氏、九鬼聡氏であり、会計監査に係る補助者は、公認会計士7名、その他14名です。また、第101期(平成23年1月期)における監査法人への監査契約に基づく監査証明に係る報酬は65百万円でありました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
堤 淳一	弁護士				○				○	
野崎 幸雄	弁護士				○				○	
児玉 幸治	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

### 会社との関係(2) 更新

独立	当該社外監査役を選任している理由(独立)
----	----------------------

氏名	役員	適合項目に関する補足説明	役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
堤 淳一		——	社外監査役の堤淳一氏は、弁護士であり当社の法律顧問でもあります。同氏は弁護士としての永年の経験により、豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の経営に対して公正かつ客観的な立場から意見具申を行っています。同氏の選任により、当社の経営に対する法的なチェック機能と取締役の業務執行を監査する体制が一層強固になっていると考えております。
野崎 幸雄		——	社外監査役の野崎幸雄氏は、弁護士であり当社の法律顧問でもあります。同氏は裁判官・弁護士としての永年の経験により、豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の経営に対して公正かつ客観的な立場から意見具申を行っています。同氏の選任により、当社の経営に対する法的なチェック機能と取締役の業務執行を監査する体制が一層強固になっていると考えております。
児玉 幸治	○	——	社外監査役の児玉幸治氏は、財団法人機械システム振興協会会長であり、永年の多方面に亘る経験により豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の経営に対して公正かつ客観的な立場から意見具申を行っていただくことで、当社の経営に対するチェック機能と取締役の業務執行を監査する体制が一層強固になっていくと考えております。 同氏は、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではありませんので、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #f96;">更新</span>	2 名
その他独立役員に関する事項	
——	

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明
--------------

取締役賞与について、当該期における経営成績等に基づく基準を取締役会で定め、その達成度に応じて支給額算定を行う制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

——

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 <span style="background-color: #f96;">更新</span>	個別報酬の開示はしていない
---	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

第101期(平成23年1月期)における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は以下の通りです。

取締役9名 299百万円(うち社外取締役3名 12百万円)  
監査役5名 61百万円(うち社外監査役3名 12百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は従業員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において、取締役の報酬額を、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとして年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役の報酬額を年額80百万円以内としてご承認をいただいております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役に対する情報伝達の窓口としては、取締役会の開催事務局である秘書室が担当セクションとなっております。

取締役会の重要な案件につきましては、常勤取締役が事前に、また個別に社外取締役へ説明に赴いております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役9名で構成され、当社の経営方針及び業務執行を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています。なお、取締役9名のうち3名は専門性を有した経営監督機能の高い社外取締役であります。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、常勤取締役全員によって構成される経営会議を設置しており、取締役会に付議すべき事項の決定並びに取締役会の決議事項に基づく取締役社長の業務執行に必要な答申を行っております。

当社は、平成14年4月に、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入いたしました。執行役員は、取締役会で選任され、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行しております。また、執行役員全員によって構成される執行役員会を設置し、取締役会及び経営会議の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っております。なお、現場・現実に根ざした意思決定と監督を行うため、監督と執行の完全な分離は志向せず、常勤取締役が執行役員として業務執行を担当するとともに取締役会に参画する体制をとっております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役5名で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議しております。なお、監督機能を強化するため、監査役5名のうち3名は、社外監査役であります。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担などに従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役等に営業の報告を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所には自ら赴き業務及び財産の状況を調査しております。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

上記当社のガバナンス機構において、当社の取締役会は業務執行に対する十分な監督機能を有しており、また監査役会についても経営監視機能の客観性および中立性が確保されていると考えられることから、現行の体制を採用しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成23年4月27日開催の第101回定時株主総会の招集通知は、総会開催日の19日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算であり、毎年4月に株主総会を開催しているため、第一集中日は回避されております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社支店において会社説明会を随時開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	3月・9月に代表取締役出席のもと、アナリスト、機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算短信、四半期業績、有価証券報告書、報告書(事業報告書)、ビジネスレポート、適時開示情報、中期経営計画、社長メッセージ等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、広報IR室を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境対策として環境対策小委員会の設置と「地球温暖化対策結果報告書」の公表、地域冷暖房システム(DHC)・NAS電池・氷蓄熱等の高効率エネルギーシステムの導入、雨水再利用による水資源の節約等の実施をしております。 また、地域社会への貢献として、東京ドームシティ周辺地域の定期的な美化活動、財団法人野球体育博物館に対する展示・研究スペースの無償提供等文化事業への支援、自社営業施設への地域在住の障害者・高齢者の方々のご招待等を実施しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年7月27日に開催された取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、この方針に基づいて以下のとおり内部統制システムを整備し運用しております。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (1)コンプライアンス体制

当社は、各ステークホルダーとの強い信頼関係を築くべく全社の視点からコンプライアンスを推進するため、代表取締役社長（以下「社長」という）を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員、従業員を含めた倫理指針である「コンプライアンス行動規範」を制定して、これを遵守している。

##### (2)コンプライアンス・プログラムの策定とその適切な運用

当社は、全社的、全グループ的な具体的な行動によってコンプライアンスを実現するため、コンプライアンス・プログラムを策定するとともに関係会社管理規定を整備し、これに従ってコンプライアンス体制を運用している。

##### (3)内部通報制度

当社は、いわゆる内部通報制度として「スピークアップ制度」を発足させ、役員や従業員の行動が「コンプライアンス行動規範」に違反しているかもしれないと感じた場合には、コンプライアンス委員会に報告、相談できる体制を確立し、維持・改善することによってコンプライアンス違反による信用失墜など企業価値を損ねる事態の発生を未然に防止している。

##### (4)コンプライアンス違反が発生した場合

経営トップが自ら問題解決にあたり、原因の追及と再発防止に努め、責任の所在を明らかにすることとしている。

##### (5)取締役の役割

取締役会は、その適切な運営を確保して取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督するとともに、実効性のある内部統制システムを構築し、運用・改善していくことによって法令・定款違反行為を未然に防止している。さらに、経営監督機能を強化するため、社外取締役が客観的・中立的立場から経営に参画している。

##### (6)監査役の役割

当社は、監査役会設置会社であり、後述のとおり監査役の監査が実効的に行われることを確保し、監査役会の定める監査の方針及び分担に従って取締役の職務執行を各監査役の監査対象とすることにより法令・定款違反行為を未然に防止している。監査役は、本基本方針に従って適切な内部統制システムが構築されているか、同システムが適切に運用され、改善されているかについて監査し、社長あるいは取締役会に意見を述べている。また、監査機能を強化するため、社外監査役が公正かつ客観的な立場から経営を監視している。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

##### (1)文書管理

当社は、「情報管理規定」に従い、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、その保存期間や保管部署を含めて適切に保存及び管理し、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等の重要な文書は永久保存として、いずれも検索性の高い状態で管理している。

##### (2)個人情報保護

当社は、情報管理規定及び個人情報保護に関するプログラムを策定しており、これらに従って、当社が保有している個人情報の保護に努めている。

##### (3)情報の管理をする委員会の設置

後述のとおり、当社は、内部統制システムの一層の充実を図るため、経営に重大な影響を与えるリスクをトータルに認識し、対応することを目的として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、さらにこのリスク管理委員会の下に「情報管理小委員会」を設け、文書や個人情報ばかりでなく情報全般を管理する体制を整備し、運用している。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

##### (1)リスク管理規定の制定とリスク管理委員会の設置

当社グループのリスク管理を体系的に定める「リスク管理規定」を制定するとともに、これに基づいて、経営に重大な影響を与えるリスクをトータルに認識、対応するために、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置している。「リスク管理委員会」のもとには、防災対策を統制する「防災小委員会」、顧客の安全管理を統制する「安全管理小委員会」、情報の適時開示と情報全般の管理を統制する「情報管理小委員会」、周辺環境対策等を統制する「環境対策小委員会」、財務報告の信頼性確保を統制する「財務報告小委員会」を設置し、各小委員会はそれぞれの担当分野におけるリスクマネジメントを実施している。「リスク管理委員会」は各小委員会の活動状況のほか、各部署及び各子会社（以下、「グループ会社」という）におけるリスク管理の状況の報告を受けるなどしてグループ全体のリスクの状況をレビューし、その結果を定期的に又は必要に応じ随時取締役会及び監査役に報告している。また、リスク管理委員会は、リスク管理全般が円滑かつ効率的に実施されるための個別規定、マニュアル等を整備している。

##### (2)危機管理体制の整備

不測の事態（危機）が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速に対応し、損害の拡大を防いでこれを最小限に止める体制を整えている。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (1)経営会議

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、常勤取締役全員によって構成される経営会議を設置し、取締役会に付議すべき事項の決定並びに取締役会の決議事項に基づく社長の業務執行に必要な答申を行っている。

##### (2)執行役員制度

戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が選任し、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行している。そして、執行役員全員によって構成される執行役員会を設置し、取締役会及び経営会議の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っている。なお、現場・現実に根ざした意思決定と監督を行うために、監督と執行の完全な分離は志向せず、常勤取締役が執行役員として業務執行を担当するとともに取締役会に参画する体制をとっている。

##### (3)業務分掌規定及び職務権限基準（責任事項）規定

取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規定」及び「職務権限基準（責任事項）規定」等を整備・改善することにより各部署が適切に業務を遂行する体制を構築しており、また、会社経営上重要な事項や業務執行状況は取締役会へ適切に付議・報告している。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (1)コンプライアンス体制

コンプライアンス体制については、前述の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と同様である。

##### (2)内部監査部門の活用

当社において内部監査の主管部署である審査法務部が、各部署の業務遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を社長、監査役及び被監査部署長に報告している。また、審査法務部は会計監査人から定期的なヒアリング（原則年2回）を受けるなど情報共有と相互連携に努めている。さらに、審査法務部は、より効率的かつ効果的で、全社的・全グループ的な監査方法を研究し、実施することにより、使用人の法令・定款違反行為の予防に努めている。

### (3)社内コミュニケーションの充実

コーポレート・ガバナンスの観点から、経営者と従業員のコミュニケーション・ミーティング(名称:「コミュニケーション・ラウンジ」)を実施し、経営者と従業員が相互に会社あるいは仕事に対する理解を深め、風通しがよく、透明性の高い企業風土の醸成に努めている。

### 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### (1)関係会社管理規定の制定とその適正な運用・改善

グループ会社全体の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規定」を制定し、当社への決裁・報告制度によるグループ会社の経営管理を行っている。

#### (2)事業ユニット会議及び東京ドームグループ合同役員会の開催

業績報告及び情報交換を目的として、各子会社の事業内容に応じた各種事業ユニット会議を四半期毎に開催している。また、グループ全体の経営上重要な事項の報告及び情報交換を目的として、東京ドームグループ合同役員会を開催している。

#### (3)グループ会社管理

グループ会社の自立経営を原則としたうえで、グループ会社管理の主管部署であるグループ戦略室が、関係部署と協力しながら以下の事項についてグループ会社の適切な管理を行っている。

イ) 個々のグループ会社の経営状況の把握と、適切な連結経営体制の構築、維持。

ロ) グループ会社における適切な水準の内部統制システムの整備・運用。

ハ) グループ会社の重要なリスクの把握と、これを適切に管理するためのグループ会社統制。

#### (4)コンプライアンス体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、それぞれのグループ会社においてコンプライアンス行動規範及びこれを基礎とする諸規定を定めている。また、コンプライアンス体制については、全グループ的な具体的行動によって一層実効性のあるものとするべく、関係会社管理規定及びコンプライアンス・プログラムに従って運用している。さらに、それぞれのグループ会社において実効性のある内部通報制度を構築し、運用している。

#### (5)グループ会社内部監査

グループ戦略室は、審査法務部とともに、グループ会社に対する内部監査業務を遂行している。この場合、グループ戦略室と審査法務部は、グループ会社業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を社長、監査役及び被監査会社社長に報告している。

#### (6)取締役、監査役の派遣

必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は他の取締役と連携して業務の効率化を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役は派遣先会社の監査を行うとともに他の監査役と連携してグループ会社監査の実効性を高めている。

### 7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役の要請により審査法務部及びグループ戦略室がこれを補佐することとしている。なお、監査役の要請により監査役職務を補助すべき使用人(以下「監査役補助者」という)を置く場合は、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定その他については監査役会の意見を聴取するものとし、取締役はこれを尊重することとしている。また、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととなっている。

### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

#### (1)取締役会等重要な会議への出席

監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議、執行役員会、東京ドームグループ合同役員会、事業ユニット会議、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、その他の重要な会議に出席することができることとなっている。

#### (2)重要書類の回付

常勤監査役には稟議書その他の重要書類が回付されており、監査役からの要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出されることとなっている。

#### (3)代表取締役、取締役、執行役員(以下「代表取締役等」という)からの報告

代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役・監査役会に報告することとなっている。また、取締役は、グループ会社において、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、監査役及びコンプライアンス委員会に報告することとなっている。これに対し、グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令・定款に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、コンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス委員会事務局は直ちに監査役に報告することとなっている。以上のほか、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとなっている。

### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

#### (1)取締役による監査役監査の重要性の認識

取締役は、監査役監査基準等を通じて監査役監査の重要性・有用性を十分に認識し、監査役監査の環境整備に努めている。

#### (2)関係各部署の協力

監査役・監査役会が必要と認めるときは、社長と協議のうえ、特定事項について審査法務部あるいはグループ戦略室に調査を求めることができ、その他財務部等の関係各部署に対しても監査への協力を求めることができることとなっている。

#### (3)会計監査人との連携

監査役・監査役会は、取締役会による会計監査人の選任について同意をしたうえで、係る会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図っており、効率的な監査を実施している。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

### (1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは暴力団等反社会的団体に対しては、毅然とした態度で臨んでいる。平成14年度に設立した社長を委員長とする経営陣によるコンプライアンス委員会の下、「コンプライアンス行動規範」を定め、取締役、従業員がこの行動規範を遵守するように徹底している。また、平成19年から当社だけでなく、東京ドームシティ内で営業活動及び警備活動等を行う全ての法人・団体を会員とする「東京ドームシティ暴力団等排除対策協議会」を設置し、「暴力団排除宣言」を採択し、東京ドームシティで従事する従業員全員がこの宣言を遵守するように徹底している。

### (2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内に統括部署を設け、平素より警察等関係諸機関からの情報収集に努めるとともに、社内に向けて対応方法等の周知を図っている。また事案の発生時には、警察等関係諸機関や弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築している。

参考資料「模式図」

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより、株主共同の利益を図ることを目的として、平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)導入の件」(以下「本ルール」といいます。)をご承認いただき、導入いたしました。

本ルールは、当社取締役会の事前の同意を得ることなく、当社株式の大規模買付行為(議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付等)を行うおとす者に対し、その者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき手続きを定めています。

大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、当社取締役会は、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容を検証・評価・検討した後、買付情報および当社代替案等を株主および投資家の皆様に開示いたします。

株主および投資家の皆様は、この開示された情報に基づき、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響をご判断いただき、いずれの提案が当社の企業価値・株主共同の利益・向上に結びつくかを、株主総会において直接の意思表示をいただき、対抗措置の発動(大規模買付者等による権利行使はできない旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当の実施)の是非をご判断いただくこととなります。

しかし、大規模買付行為を行うおとす者が本ルールの手続を遵守しない場合、当社の企業価値および当社株主全体の利益を害する場合には、独立委員会の勧告を経て、取締役会の決議に基づき、対抗措置を発動します。

また、本ルールは、平成23年4月開催の当社定時株主総会終結時までを有効期間とするものであり、期間満了の時点において、本ルールの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐものとなります。本ルールを維持するか否か、およびこれを維持するとした場合にはその内容について、当社株主の皆様によりご判断いただくこととなります。

本ルールは、政府指針の定めた三原則を充足するものであります。すなわち、

- (1)本ルールは企業価値および株主共同の利益が明らかに不当に毀損される場合に対抗するものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが明白な大規模買付行為には同意するものであること。
- (2)当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する影響が明らかでない場合には、株主の皆様にご提供できるだけの情報を提供し、必要かつ十分な検討時間を確保した上で、対抗措置発動の是非を当社株主総会の決議に委ねること。
- (3)本ルールでは、対抗措置発動における取締役会の恣意性を排除するために、社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者からなる独立委員会を常置し、対抗措置の発動・不発動・株主総会での判断について勧告を行うものであること。
- (4)本ルールは、当社株主総会での普通決議による取締役の選解任と取締役会決議を介して廃止することができること。

などから、本ルールは、当社役員の保身を目的としたものではなく、基本方針に沿って当社の企業価値および株主共同の利益に資するものと判断しております。

本ルールは、平成23年4月27日開催の当社第101回定時株主総会終結時までを有効期限としておりました。金融商品取引法の改正により、株式の大規模買付行為に対する手続が整備されたため、株主および投資家の皆様が大規模買付行為を適切にご判断されるための情報や時間を確保するという本ルール導入の目的も、一定程度担保されている現状を踏まえ、本ルールの取扱いについて慎重に協議をいたしました結果、平成23年3月31日開催の当社取締役会において、有効期限終了後、本ルールを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、株式会社の支配に関する基本方針の趣旨に則り、本ルールの非継続後も引き続き、当社株式の大量買付行為を行うおとす者に対して適切な情報の開示を求め、当社の判断・意見とともに公表する等、株主および投資家の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の定めに従い適切な対応をしております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社は、投資家の適切な投資判断に影響を与える会社情報を迅速かつ正確に開示していくために以下のような社内体制をとり対応しております。

### 1. 情報取扱責任者と協議チームの形成

当社組織は、グループ経営全般に係る総合的政策事項、基本戦略事項及び関係会社に関する経営・管理の基本方針策定を担当する「経営本部」、財務・総務、人事、施設等を統括し、管理に関する基本方針策定を担当する「管理本部」、営業部門全体を統括し、営業に関わる基本方針策定を担当する「営業本部」、いずれの本部にも属さない審査法務部から構成され業務を遂行しております。

適時開示にあたっては情報取扱責任者を中心に、経営本部のグループ戦略室長、広報IR室長、管理本部の財務部長、総務部長、営業本部の業務部長、いずれの本部にも属さない審査法務部長が協議チームを形成し、開示内容の検討と適時開示全般のチェック機能を果たしております。なお、協議チームの事務局は広報IR室が担当しております。

### 2. 情報の集約と検討

以上の組織体制のもと、まず、当社に係る情報のうち「決定事実に関する情報」については、その立案した各部署の部署長が情報窓口である広報IR室に連絡することとなっております。

また「発生事実に関する情報」についても、やはり当該事実が発生した部署の部署長が広報IR室に連絡することとなっております。「子会社に係る情報」については、「決定事項に関する情報」「発生事実に関する情報」「決算に関する情報」とも各関係会社社長がグループ戦略室長に連絡、グループ戦略室長がその収集した内容を広報IR室に連絡します。「決算に関する情報」についても、財務部が一定の社内外手続きを踏んでまとめた内容を広報IR室に連絡します。

情報窓口を通じて把握された情報は、適時開示の必要性の有無も含めて、開示内容の詳細を協議チームで検討し、開示内容を確定します。

### 3. 適時・適切な情報開示

協議チームで検討された情報のうち、「決定事実に関する情報」と「決算に関する情報」については取締役会(または経営会議)承認後、情報取扱責任者が速やかに開示手続きに入ることとなっております。また、「発生事実に関する情報」については情報取扱責任者が代表取締役社長に報告、代表取締役社長が内容を確認した後、速やかに適時開示手続きに入ることとなっております。

模式図：当社のコーポレート・ガバナンス体制

